

第2期丸亀市こども未来計画

(令和2年度～6年度)

－ 中間見直し －

令和5年3月

丸亀市

●計画策定及び中間見直しの実施

国においては平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、新たな子育て支援に関する制度を発足させました。

本市においては、子ども・子育て支援法に則り、子ども・子育て支援事業計画である「第2期こども未来計画」を策定しています。

また、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により「(略)市町村は、(略)計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。(略)」と規定されています。令和4年度は「第2期こども未来計画」の中間年となります。法の改正や施設整備における具体的な方針が決まりましたので、計画の見直しを行います。

●中間見直しの概要

第5章 次世代育成支援行動計画

[57・58頁]

「2 相談支援・情報提供」において、ヤングケアラーが社会的に大きな問題となっているので追記と加筆を行いました。

第6章 子ども・子育て支援事業計画

[79頁]

「(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分」について、認可外保育園の地方裁量型認定こども園への移行について追記しました。

[89頁]

「(5) 施設管理計画」について、施設について具体的な方向性が決まりましたので加筆修正を行いました。

[108頁]

連携について、法の改正により「7 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携」として追記しました。

第7章 子どものひかり計画

[120頁]

「(1) 基本的な考え方」について、ヤングケアラーについて追記と削除を行いました。

2 相談支援・情報提供

第2期丸亀市子ども未来計画 57頁
ヤングケアラーの追記

《現状と課題》

【背景】

- 18歳未満で、家族の介護、世話等を行っているヤングケアラーは、学校に通い教育を受け、友人等と交流を図る重要な時期に家事や介護を担うことになります。

《今後の方針》

第2期丸亀市子ども未来計画 58頁
ヤングケアラーの加筆

- 家庭児童相談において、学校、香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。

第2期丸亀市子ども未来計画 79頁
認可外保育園の地方裁量型認定子ども園
への移行について追記

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 低年齢児の待機児童を解消するために、低年齢児から受け入れを行っている一定の条件を満たす認可外保育園を地方裁量型認定子ども園に移行することで、確保の内容の充実を図ります。

(5) 施設管理計画

② 今後5年間の基本的な考え方

ウ 青ノ山保育所と城東幼稚園について

- 青ノ山保育所は老朽化しており、更に県の土砂災害警戒区域に指定されているため、建て替える場合は新たな土地で建設しなければなりません。
- 一方、城東幼稚園は園児の減少や設備等の老朽化、台風などによる水害を受けやすいなどの課題があります。
- このような状況からそれぞれの課題を解消するために、城東幼稚園の近隣で水害を受けない土地に青ノ山保育所と城東幼稚園を移転し、新たな認定こども園として統合・整備することを基本的な考え方として検討を進めています。

エ 民間活力の効果的な導入について

- 綾歌地区に延長保育や乳児保育が整備されていないことを踏まえ、栗熊保育所の老朽化に伴い、民間活力を取り入れた民営化の検討を進めています。

オ その他

- ア～エの園以外にも園児の減少や老朽化等により、近々、今後のあり方の検討が必要な就学前教育・保育施設が存在すると考えられます。本市では、施設の状況や地域における施設の役割などを総合的に勘案し、地域のご理解をいただきながら、施設の適正配置について検討を続けていきます。

中央保育所・西幼稚園	➡	新しい「こども園」として統合 (令和6年度を予定)
土居保育所	➡	城北こども園に統合 (令和7年度を予定)
青ノ山保育所・城東幼稚園	➡	新しい「こども園」として統合
栗熊保育所(公)	➡	栗熊保育所(民)

7 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携

(1) 関係機関の連携会議の開催

- それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関等）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

(2) 関係機関の連携を推進する取組

- 保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。
 - ① 利用者支援事業 専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。
 - ② 地域子育て支援拠点事業 保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
 - ③ 子育て援助活動支援事業 地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。

(1) 基本的な考え方

本市の子どもの貧困状況については、全国的な傾向に準ずる状況です。本市における貧困対策としては、すでに教育・福祉・保健医療等の分野で文部科学省・厚生労働省等が進める放課後児童クラブ・生活困窮者自立支援事業・児童館・子ども食堂等、公的・私的機関が様々な事業を展開しています。

しかし、その一方でそれらのセーフティネットから抜け落ちる子育て家庭が存在していることも推測されます。ヤングケアラーもその一つです。そこで、今後の子どもの貧困対策としてはそういった家庭をいかにして各種の支援に結びつけていくかが特に重要となってきます。

本市では、今般改正された国の大綱なども踏まえながら、今後の子どもの貧困対策の進め方について体系的に整理していきます。